

# 【生活応援給付金】よくある質問Q & A

令和7年2月1日時点  
蕪崎市 財務政策課 政策調整担当

## Q1. 生活応援給付金とは？

A：エネルギー・食料品価格等の高騰による負担を軽減するため、国が実施する物価高騰対策給付金に加えて、特に負担感が大きい子育て世帯や国の対象から漏れた低所得世帯を支援する蕪崎市の追加の給付金です。

## Q2. 支給対象者は誰ですか？

A：支給対象者は、基準日（令和7年1月1日）において、蕪崎市に住民登録されており、次のいずれかに該当する世帯の世帯主となります。

### ①子育て世帯

平成30年4月2日以降に出生された乳幼児（小学校就学前の子ども）のいる世帯ただし、令和7年1月1日までに出生されたお子さんが、対象となります。

### ②住民税均等割のみ課税世帯等

令和6年度分の住民税において、世帯全員住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯及び住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成されている世帯  
なお、定額減税適用前の課税状況で判断します。

ただし、世帯全員が課税者（均等割のみ課税を含む）に扶養されている場合や租税条約による免除を届け出ている方がいる場合は対象となりません。

※①及び②について、外国人の方も蕪崎市に住民登録されていれば対象となります。

## Q3. 給付金の金額はいくらですか？

A：乳幼児のいる世帯には、乳幼児一人当たり1万円の現金を、住民税均等割のみ課税世帯等には、一世帯あたり1万円の現金をその世帯の世帯主に支給します。

## Q4. 申請、受給は誰が行うことができますか？

A：世帯主の方が、申請及び受給します。

市から郵送される確認書等にあらかじめ支給情報が記載されていますので、確認してください。

なお、事情により世帯主に代わり、代理人の方でも申請等は出来ますので、この場合、確認書の代理人欄に記載してください。

ただし、代理人は、世帯の構成員や法定代理人に限ります。

#### Q5. 基準日以降に世帯主が亡くなった場合はどうすればよいのか？

A：申請前に亡くなった場合において、その世帯に他の世帯員がいるときは、新しい世帯主が申請し、受給することになります。

また、亡くなった方が単身世帯だった場合、給付はありません。

なお、申請後に亡くなった場合、給付は行いますが、相続の対象となります。

#### Q6. 申請に必要な書類は何ですか？

A：・生活応援給付金支給要件確認書

・振込先の口座がわかるものの写し

※基本的に支給情報等が記載されていますので、確認後返信していただくこととなりますが、口座情報等が変更する場合には、ご提出ください。

・代理人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の写し）

※確認書に記載されています口座以外の口座への振込を希望される場合には、ご提出ください。

#### Q7. 申請はいつからできますか？

A：支給対象に該当されると思われる方に対して、確認書等を2月10日（月）以降、順次発送しております（郵便状況によりお手元に届くのは12日（水）以降となり、確認書等が届くまで5日程度かかる場合があります）。

お手元に届きましたら、必要事項を記入し、必要な方は添付書類を添えて、ご提出ください

#### Q8. 確認書が届かないのですが？

A：平成30年4月2日以降に出生された乳幼児（小学校就学前の子ども）のいる世帯や世帯全員の令和6年度分の住民税均等割のみ課税世帯等など支給要件に該当すると思われる方のみ確認書等を送付しております。

世帯全員が課税者（均等割のみ課税を含む）に扶養されている場合や租税条約による免除を届け出ている方がいる場合などは対象となりません。

なお、2月10日（月）以降、順次発送済ですが、郵便状況により、お手元に届くまで少しお時間をいただいている場合があります。

支給要件に該当すると思われる方で、2月28日（金）まで確認書等が届かない場合は、お問合せください。

#### Q9. 申請はいつまでですか？

A：申請期限は、令和7年3月31日（月）までです。郵便申請の場合は、申請期限当日の消印有効となります。

申請期限を過ぎてからご提出いただいても支給することができませんので、申請し忘れのないようにお気を付けください。

Q10. 手や目が不自由な場合、本人以外が記載することになりますが、「代理人」欄への記入は必要ですか？

A：代筆用委任状（任意の様式で構いません）を提出してください。

Q11. 確認書の送付先を変更することはできますか？

A：入院や出張などの理由で住民票を移さずに蕪崎市から離れてお住まいの場合、届出によって指定の住所へ再度申請書を送付することができます。

①生活応援給付金確認送付依頼書（第三者による現住の居所及び本人であることの確認含む）、②本人確認書類の写し（代理人が申請する場合は世帯主と代理人の両名の本人確認書類の写し）③現在の居所がわかる書類の写し（電気・水道・電話などの公共料金の領収書の写し等）を郵送で市へご提出ください。

Q12. 郵送ではなく、窓口で申請できますか？

A：窓口の混雑緩和やインフルエンザ等感染拡大防止のため、郵送での申請にご理解とご協力をお願いします。

Q13. 受給を辞退することはできますか？

A：辞退する場合は、確認書等に希望しない旨をチェック欄に記入すれば、辞退することができます。

Q14. 振り込みはいつされますか？

A：確認書を受付した後、内容を確認次第、順次支給をします。

申請を受理してから支給まで2週間程度お時間をいただきます。

なお、申請が集中する場合や申請書類に不備があった場合は、これ以上時間がかかってしまう場合があります。

また、2月27日（木）から順次支給を予定しています。

Q15. 修正申告等による住民税均等割のみ課税となった場合や、住民票の届出等により該当することとなった場合、どのような扱いとなりますか？

A：申請期限までに本人から申し立てがあった場合は、要件を確認した上で支給を行います。

Q16. 生活保護受給世帯の人は、対象となりますか？

A：支給要件に該当している場合は、対象となります。

なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たりましては、収入認定しない取り扱いとする方針です。

Q17. 本給付金は、課税の対象となるのか？

A：課税の対象かどうかにつきましては、現状、課税対象外の扱いと聞いておりますが、確定申告等申告時には最寄りの税務署にお尋ねください。